

就学援助費・特別支援教育就学奨励費否認定者様へ

就学援助費・特別支援教育就学奨励費は前年の世帯の総所得に基づいて認定を行いますが、「**新型コロナウイルス感染症**」の影響により以下の条件が当てはまり、現在の所得状況が前年度を大きく下回る方はその状況をもとに、審査を行います。

必要書類及び印鑑をご持参のうえ、下記窓口までご相談ください。

◇申請の条件

- ① 休業等で収入が減少した
- ② 離職した
- ③ 自営業等で売上げが減少した
- ④ 会社が倒産した

◇必要書類（当てはまるもの）

- ・令和2年3月以降の最も減少した月の給与明細又は通帳の写し（申請の条件①②③④に当てはまる方）
- ・辞令書又は退職証明書（申請の条件②に当てはまる方）
- ・売上げ減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類（申請の条件③に当てはまる方）
- ・令和2年度の課税証明書（令和2年1月1日現在狛江市に住民登録のない方）
- ・令和元年12月の家賃が分かる書類（賃貸借をしている方）

※収入のある世帯員全員の書類が必要です。

◇印鑑をご持参ください。

【問い合わせ】

狛江市教育委員会
教育部学校教育課学務保健係
〒201-8585
狛江市和泉本町 1-1-5
狛江市役所3階学校教育課窓口
[TEL] 3430-1111 内線 2323